

駐車監視員活動ガイドライン

【府中 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備 考
1	国道20号	甲州街道	白糸台6-12先 西府町4-1先 西府橋交差点	7-20	
2	都道229号	旧甲州街道	白糸台6-15先 本宿町2-9先 本宿町交差点	7-20	
3	主要地方道14号	東八道路	多磨2-56先 多磨町3-1 警視庁府中自動車運転免許試験場先 新町2-50先 武藏台1-22先 西原町一丁目交差点	7-20	
4	都道338号	新府中街道	武藏台2-12先 住吉町4-9先 中河原駅北交差点	7-20	
5	主要地方道18号	鎌倉街道	住吉町4-9先 中河原駅北交差点 住吉町2-30先 関戸橋北交差点	7-20	
6	主要地方道17号~9号	府中街道	栄町3-19先 本町1-19先 東京競馬場西門遊歩道下	7-20	
7	都道133号	国分寺街道	栄町1-4先 東八道路栄町交番前交差点 宮町1-41先 旧甲州街道大國魂神社前交差点	7-20	
8	市道	いちょう通り	新町1-67先 東八道路新町一丁目東交差点 府中町3-1先 北南建前交差点	7-20	
9	主要地方道15号	小金井街道	浅間町3-3先 八幡町1-4先 旧甲州街道八幡宿交差点	7-20	
10	都道248号	新小金井街道	浅間町3-8先 是政3-15先是政交番前交差点	7-20	
11	市道	白糸台通り	車返団地入口北交差点 稲城大橋入口交差点	7-20	
12	都道	中央道側道	稻城大橋入口交差点 是政2-3先	7-20	
13	市道	しみず下通り	八幡町3-15先 府中日吉町交差点 白糸台6-41 車返団地東交差点	7-20	
14	市道	九中通り	白糸台1-41先 白糸台出張所前交差点 小柳町4-20 小柳町4東交差点	7-20	

重点地域◎ **最重点地域**

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	京王線府中駅商業施設集中地域(宮町1丁目、府中町1・2丁目)	7-20	

◎ **重点地域**

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線周辺	7-20	
2	京王線府中駅周辺(府中町1~3丁目、宮町2・3丁目、寿町1~3丁目、宮西町1~5丁目、八幡町1・2丁目、晴見町1・2丁目、幸町1・2丁目、天神町1・2丁目)	7-20	
3	JR府中本町駅周辺(本町1~3丁目、矢崎町1・2丁目)	7-20	
4	JR、京王線分倍河原駅周辺(分梅町1丁目、片町1~3丁目、美好町3丁目、本町4丁目、南町3丁目)	7-20	
5	日鋼町周辺	7-20	
6	朝日町周辺	7-20	
7	東京競馬場周辺(八幡町3丁目、是政1・3丁目)	7-20	競馬開催日において重点的に運用
8	多摩川競艇場周辺(小柳町4・5丁目)	7-20	競艇開催日において重点的に運用
9	東府中駅周辺(清水が丘1・2丁目、若松町1~4丁目、緑町1~3丁目)	7-20	
10	是政駅周辺(是政2・4・5丁目)	7-20	
11	紅葉丘1~3丁目及びその周辺	7-20	
12	南町1・2丁目及びその周辺	7-20	
13	京王線中河原駅周辺	7-20	
14	小柳町1~3丁目及びその周辺	7-20	
15	四谷1~3丁目	7-20	
16	押立町1・3丁目	7-20	

◎ **自動二輪、原付重点地域**

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	京王線府中駅周辺	7-20	